【 川越市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準 検討概要 】

① 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として設置するものとされており、川越市では現在9か所の地域包括支援センターが設置されています。

② 検討概要

| | 項目(内容要約) | 条例委任 類型 | 検討内容 | 市の考え方 |
|---|--|------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 基本方針等 3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が協働して包括的支援事業を行い、各被保険者が可能な限り、 住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるようにしなければならないこと。 | 参酌 | I | 国省令に具体的な規 定が設けられている ため、国省令どおり |
| 2 | 職員に関する基準 地域包括支援センターに置くべき、専らその職務に従事す る職員の員数 | 従うべき | 従うべき基準 のため検討項 目対象外 | 国省令どおり |
| 3 | 運営に関する基準 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえた適切、 公正かつ中立な運営を確保すること。 | 参酌 | | 国省令に具体的な規 定が設けられている ため、国省令どおり |